

◆申請手続

基準や要件を満たし、**1**社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、**2**介護保険負担限度額（補足給付）認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。



【申請開始】 6月15日（金）～

【申請時間】 午前8時30分から午後5時15分まで
（閉庁日は除く）

【申請場所】 市民生活部介護保険課介護保険推進係
各総合支所市民福祉課福祉係

【持参するもの】 持参していただくものについて説明しますので、要件を満たすと思われる人は申請前にご連絡ください。

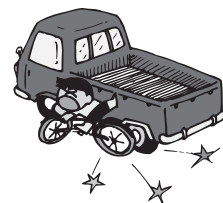
※申請書用紙は申請場所に備えてあります。認定証の発行は申請書審査後、7月1日以降に郵送する予定です。

【問い合わせ】 市民生活部介護保険課介護保険推進係 ☎ 0220 (58) 2117

緊急事態

市内で交通死亡事故連続発生!!

今年に入り市内で交通死亡事故が多発しています。交通死亡事故抑止と飲酒運転の根絶に向け、市を挙げてさまざまな運動を展開しているにもかかわらず、発生した交通死亡事故の中には飲酒運転によるものもありました。「交通ルール守るあなたが守られる」。家庭や地域、職場などで、交通安全について話し合い、一人一人が自覚を持ちましょう。



発生日時	発生場所	当事者①	当事者②	事故概要
1/14 (日) 17:00	迫町佐沼字小金丁市道	女性・53歳 軽自動車運転 けがなし	女性・79歳 歩行者 死亡	安全不確認により、横断歩道を横断中の歩行者を跳ね飛ばして死亡させたもの
4/23 (月) 8:11	米山町字桜岡大又市道	男性・76歳 原付運転 死亡	—	単独走行中、自損転倒し路面に頭部を強打して死亡したもの
4/28 (土) 12:30	迫町佐沼字下田中駐車場内	女性・83歳 普通車運転 けがなし	女性・25歳 歩行者 死亡	ギアの入間違いにより、駐車場から公園内へ突っ込み、居合わせた女性を死亡させたもの
4/29 (日) 1:55	南方町狼掛県道	女性34歳 普通車運転 死亡	男性・32歳 普通車同乗 死亡	飲酒運転の上、高速走行しハンドル操作を誤って、路外の電柱に衝突して死亡したもの

■問題（特徴）点

- 高齢者が関係する事故が圧倒的に多い
- 地域住民がその生活エリアにおいて事故に遭遇している
- いまだに飲酒運転による重大事故が発生している
- 土・日曜日の事故が多い
- 4月末になって死亡事故が連続発生している

【問い合わせ】
佐沼警察署交通課
☎ 0220 (22) 2121

介護保険サービス利用者の負担が軽減されます

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

1 社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・介護福祉施設サービス（特別養護老人ホームなどへの入所）利用者で、下表の条件をすべて満たしている人に対する利用者軽減制度です。

なお、従来の住民税非課税世帯に属している人を対象とした「①軽減制度の内容」のほかに、平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止など）により、住民税非課税者から課税者となった人を対象に利用者負担の急激な増加を抑えるため、「②税制改正による激変緩和措置」が設けられました。

		①軽減制度の内容	②税制改正による激変緩和措置
対象者の要件	課税など	住民税非課税世帯	平成18年度の税制改正がなかったと仮定して計算した場合、利用者負担第3段階に該当する人のうち、住民税に係る高齢者の非課税措置が廃止されたことによる経過措置対象者と、同一の世帯に属する要介護等被保険者
	※右記の要件をすべて満たす人		
収入	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下	年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下	
預貯金	預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下	同左	
資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと	同左	
扶養	負担能力のある親族などに扶養されていないこと	同左	
滞納	介護保険料を滞納していないこと	同左	
軽減割合	1/4	1/8	
軽減の対象となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額と食費、居住費（滞在費）に係る利用者負担額	同左	
経過措置期間	—	—	平成18年7月1日から平成20年6月30日

2 介護保険負担限度額（補足給付）認定制度

被保険者で（1）住民税非課税世帯に属する場合、（2）特例減額措置基準を満たす場合、（3）補足給付の激変緩和措置基準のいずれかを満たす場合に、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設などに入所・短期入所のサービスを利用する際の食費および居住費（滞在費）を軽減するものです。

（2）特例減額措置の基準

市町村民税課税者のいる世帯（単身世帯は含まない）に属して

- ①世帯の年間収入（公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額）から、施設の利用者負担（サービス費の1割+食費全額+居住費全額）を除いた残額が80万円以下であること。
- ②世帯の預貯金などが450万円以下であること。
- ③日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④介護保険料の滞納がないこと。

（3）補足給付の激変緩和措置の基準

地方税法上の住民税に係る高齢者の非課税措置廃止（税制改正）による経過措置対象者と、その同一世帯に属する被保険者（経過措置対象者以外の課税者がいないこと）の人で、次の2つの基準をいずれも満たすこと。

- ①税制改正がなかったとした場合に、利用者負担第1段階（生活保護受給者、住民税非課税で老齢福祉年金受給者）、第2段階（住民税非課税で課税年金収入と合計所得の合計額が80万円以下）に判定される人。
- ②税制改正を受けて利用者負担段階が4段階（課税世帯に属する人）と判定された人。